平成２５年（フ）第５７７号
堺市南区竹城台２丁１番９―109号
債務者　藪内　和彦
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４１２号
熊本市中央区菅原町８番３―５号　菅原団地４棟12
債務者　張　　国仁
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第８３号
北海道伊達市山下町122番地３
債務者　本間　悦子
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第１５２号
盛岡市中太田泉田77番地11　プレザンテ201号
債務者　椎名　裕之
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１５８号
盛岡市山岸５丁目１番20号　サンライフ山岸206号、旧住所岩手県釜石市中妻町３丁目５番11号　さくら荘101
債務者　小川　聖也
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１５９号
岩手県紫波郡紫波町高水寺字中田96番地４クイーンズパレス高水寺201、旧住所岩手県紫波郡紫波町高水寺字中田37番地39
債務者　川村　忠樹
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第５１号
福島県耶麻郡磐梯町大字磐梯字諏訪山2940番地１　新諏訪山団地９号室、前住所福島県会津若松市御旗町９番４号　市営住宅片柳団地４棟304号
債務者　飯田　　舞（旧姓城戸）
1　決定年月日時　平成25年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第２７５号
神奈川県足柄上郡開成町岡野362番地
債務者　平井ミサ子
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３９号
新潟県上越市仲町２丁目６番16号
債務者　佐藤　敦子
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第４４号
新潟県上越市東城町１丁目14番７号
債務者　草野真澄美
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第４６号
新潟県上越市東城町２丁目４番43号　キャピトリーノ202号
債務者　野崎　君子
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第４７号
新潟県上越市東城町１丁目２番46号　ひまわり荘202号
債務者　菅原真優子
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第４９号
新潟県上越市三和区井ノ口1904番地３　岩沢木工方、住民票上の住所新潟県上越市北本町２丁目１番５号
債務者　小山　清隆
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第８６号
岐阜県大垣市領家町２丁目26番地　フレグランス領家101
債務者　大岩　重久
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第４６号
香川県丸亀市飯山町上法軍寺680番地１　サン・レミールＡ棟103号
債務者　笹　太追哉
1　決定年月日時　平成25年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第５６号
香川県仲多度郡琴平町五條681番地１　こんぴら荘１号
債務者　泉　三英子
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
高松地方裁判所丸亀支部